

5. 物資供給

令和6年9月9日

首都圏における広域降灰対策検討会（第2回）

5. 物資供給への影響（広域降灰WG報告より）

- 広域降灰WG報告では、物資供給への影響として、「少量の降灰でも買い占め等により、店舗の食料、飲料水等の売り切れが生じる。」「道路の交通支障が生じると、物資の配送困難、店舗等の営業困難により生活物資が入手困難となる。」とされている。
- また、住民等の行動の基本的な考え方としては「備蓄の確保」、対策の検討に当たっては、「輸送時に必要な道路の抽出・降灰除去の必要性」について示されている。

広域降灰WG報告における記載

【影響】

物資

一時滞留者や人口の多い地域では、少量の降灰でも、買い占め等による食料及び飲料水等の売り切れが生じる。**交通支障が生じると**、物資の配送や店舗の営業困難等により**生活物資が入手困難**となる。

【住民等の行動の基本的な考え方（平時）】

- 地震対策と合わせて食料・水等の備蓄を確保する。
- 予め避難先を検討しておく。

【対策の検討に当たっての留意事項（大規模噴火発生後の対応）】

- 物資輸送や搬送を行う場合には、緊急輸送道路から輸送・搬送先までの経路も通行可能である必要がある。
- 緊急輸送道路以外の降灰時に啓開が必要な道路を抽出するとともに、それらの道路の降灰除去の必要性も考慮する必要がある。

5. 物資供給～基本的な考え方

- 広域降灰時には、特に降灰の堆積厚が降雨時に3 cm以上のエリアにおいて、車両の通行に大きな支障が見込まれる。
- 災害発生後から**輸送体制が復旧・確保されるまでは**、食料や水の流通が困難となることから、家庭、事業所及び地方公共団体等における**備蓄で対応するしかない状況が想定**される。これらの地域においては、首都直下地震対策でも推奨されている1週間分、可能であればそれ以上の備蓄の準備を行うことが望ましい。
(富士山の宝永噴火は2週間継続した。)
- 道路啓開等による**輸送体制の復旧・確保が行われ次第**、啓開済み道路沿いの避難所等を中心に、**必要な物資が届けられるよう**、関係機関が連携し、検討を深め、対策を具体化していく必要がある。

【噴火後】

**輸送体制
確保前**

物資供給が回復するまでは、
備蓄を活用して生活を維持

必要に応じて、
避難所等に避難

道路啓開等を実施

降灰の影響が少ない地域
では、物資供給を継続



避難所



店舗等



**輸送体制
確保後**

物資供給が回復後、備蓄が
枯渇しそうであれば、最寄り
の避難所等で物資を確保

物資供給が回復後は、啓開済み道路沿いの
避難所等に物資を供給

避難所

店舗等

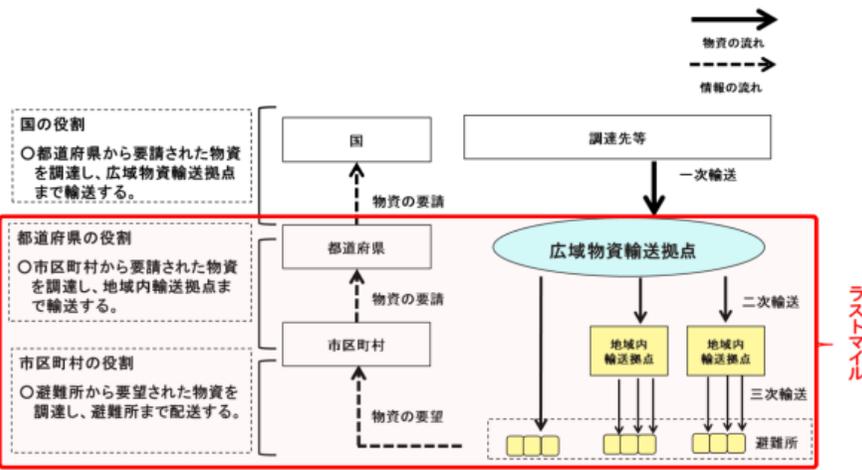


避難所から離れているなど、物資の受け取りが困難な場合や、
ライフラインの影響が長期化する場合等は、避難所へ避難

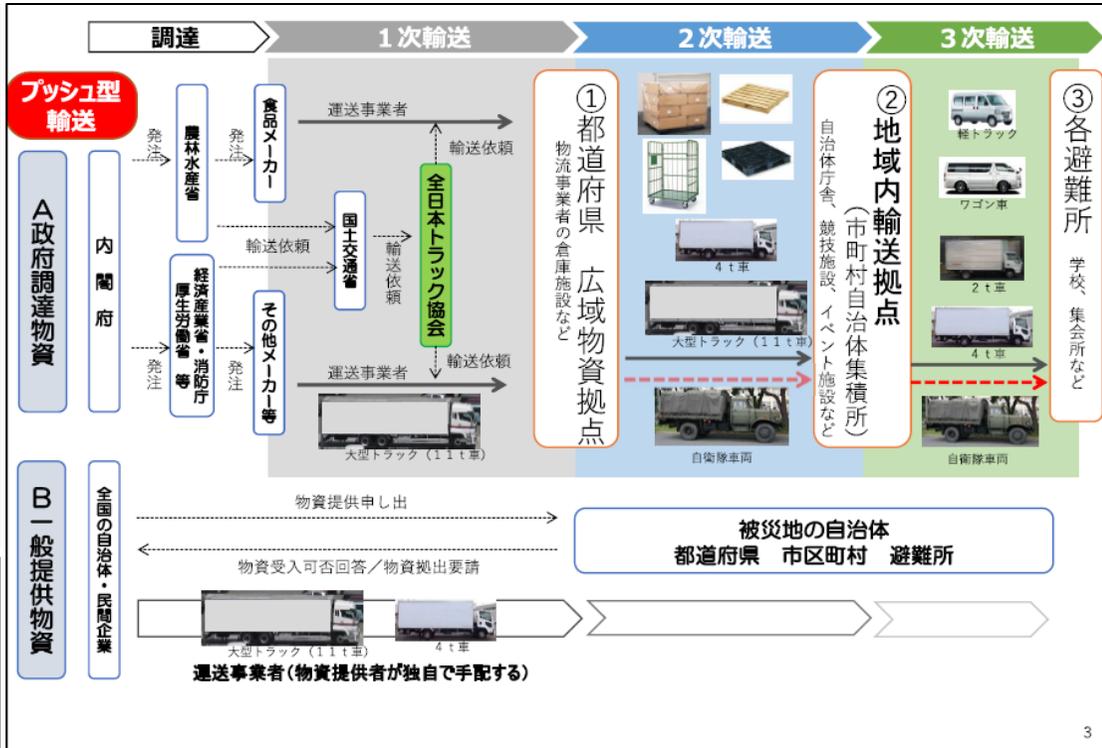
5. 物資供給～物資輸送拠点の考え方

- 特に首都圏などの人口及び経済機能が集積した地域においては、多量の物資の供給が必要となる一方で、広範囲にわたって道路等の交通が困難になる状況が想定される。
- 平時からの家庭等の備蓄を第一としつつも、トラック等の輸送手段が限られていることを踏まえ、関係者が連携し、避難所までの物資輸送の最適化について検討を進める必要がある。
- 降灰時においてもできる限り他の災害時の対応と同様の流れで物資輸送をすることが望ましい。

図表 I-1-1 支援物資の流れ・役割分担等



出典：ラストマイルにおける支援物資輸送・拠点開設・運営ハンドブックー地方公共団体における支援物資物流の円滑化に向けてー（改訂版）
(R5.3 国土交通省総合政策局参事官(物流産業)室)



出典：全日本トラック協会作成資料

5. 物資供給～物資輸送拠点の考え方

- 被災した地方公共団体を支援するための物資（支援物資）は、原則として、都道府県の物資拠点（広域物資輸送拠点）、市区町村の物資拠点（地域内輸送拠点）を經由して、避難所等に輸送される。
- 地方公共団体においては、円滑な物資の受け入れや送り出しが行えるよう、予めこれらの拠点や輸送経路を検討しておくことが必要。
- これらの考え方は他の災害と共通としたうえで、**降灰対策として特に考慮すべき事項に留意が必要**。

<首都直下地震対策における輸送拠点の選定の考え方>

	広域物資輸送拠点	地域内輸送拠点
定義	国等から供給される物資を被災都県が受け入れ、各市区町村が設置する地域内輸送拠点や避難所に向けて、当該都県が物資を送り出すために設置する拠点	広域物資輸送拠点等から供給される物資を被災市区町村が受け入れ、避難所に向けて、当該市区町村が物資を送り出すために設置する拠点
選定の考え方	ア：新耐震基準に適合した施設であること（昭和56年6月1日以降に耐震補強工事を行った施設を含む） イ：屋根があること（エアテント等の代替措置によることも含む） ウ：フォークリフトを利用できるような床の強度が十分であること エ：12mトラック（大型）が敷地内に進入でき、荷役作業を行う空間が確保できること オ：非常用電源が備えられていること カ：原則として浸水地域外にある施設であること キ：避難所となる行政庁舎、学校、体育館ではないこと	各市区町村において、広域物資輸送拠点の考え方を参考とし、対象となる避難所避難者数等を考慮のうえ、適切な施設を選定する

出典：首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画（R5.5 中央防災会議幹事会）を参考に作成

<（輸送拠点の選定に当たって）降灰対策として特に考慮すべき事項>

- 降灰状況によっては利用できない可能性があるため、**複数の拠点を選定**しておく
- 降雨時に二輪駆動車の通行が困難となる降灰厚3cm以上などが想定される地域は可能な限り避ける、または、**優先して道路啓開が行われる拠点**とすることが望ましい
- 体育館などの大スパンの構造物やエアテントなどは、積雪荷重を超えるような重量で損傷のリスクがあるため留意が必要
- 火山灰の**飛散防止・清掃のための水の確保**が容易な場所であることが望ましい

5. 物資供給～降灰を想定した備蓄品等について

- 降灰時において、まずは自助による家庭での備蓄が重要である。
- そのうえで、被災者の命と生活持続に不可欠な食料等の物資（基本8品目）のほか、降灰時には、**屋外作業に従事する者に対して、防塵マスクや防塵ゴーグルなどの降灰対策用品の確保が必要**となる。
- 輸送拠点や避難所など、施設周辺の火山灰の除去や清掃が想定される場所においては、**清掃用の器具（ほうき、スコップ・ショベル、収集袋など）も準備しておく必要がある。**
- なお、プッシュ型支援による供給は、輸送手段が確保されてからとなるため、発災から物資が供給されるまでは家庭等の備蓄と被災地方公共団体における備蓄で対応することが想定される。

（参考）家庭での備蓄品目の例

災害時に必要なもの

飲料水・食料品

飲料水
1人3日分で9ℓが目安です。
(例)3人家族の場合:3人×9ℓ=27ℓ

食料品
クラッカー、缶詰、レトルト食品、フリーズドライ食品など調理せずに食べられるものなど
※食物アレルギーのある方は、自分に適したものを備蓄するようにしましょう。

貴重品類

現金
 預貯金通帳
 印鑑
 健康保険証・運転免許証
マイナンバーカード

日用品・生活用品

トイレバック
1日あたりの平均排便回数は5回といわれています。1人3日分で15個程度が目安です。
※家庭のトイレなどに設置して使用する「凝固剤」と、「処理袋」のセットです。ホームセンターなどで購入できます。

懐中電灯・ランタン
 携帯ラジオ
 救急医薬品
 常備薬
 お薬手帳
 手指消毒液
 ウェットティッシュ
 生理用品
 歯磨き用品
 タオル

軍手
 厚底の運動靴
 ヘルメット
 マスク
 ホイッスル
 ビニール袋
 紙皿・紙コップ
 食品用ラップ
 モバイルバッテリー
 非常電源の確保



出典：横浜市ホームページ（在宅避難～自宅に避難してみませんか？～）

（参考）国のプッシュ型支援により供給する基本となる8品目

大規模災害発災当初は、被災地方自治体において正確な情報把握に時間を要すること、民間供給能力が低下すること等から、被災地方自治体のみでは、必要な物資量を迅速に調達することは困難と想定されます。このため、国が被災府県からの具体的な要請を待たないで、避難所避難者への支援を中心に、被災者の命と生活環境に不可欠な物資（基本8品目等）のほか、避難所環境の整備に必要な物資、熱中症対策に不可欠な冷房機器、感染症対策に必要なマスクや消毒液等を調達し、被災地に緊急輸送しており、これをプッシュ型支援と呼んでいます。

＜基本8品目の例＞

食料	大人用のおむつ
毛布	携帯トイレ・簡易トイレ
乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク	トイレットペーパー
乳児・小児用おむつ	生理用品

出典：内閣府ホームページ（プッシュ型支援とは）

【**降灰対策用品**の必要量の算出（例）】

■ 防塵マスク：一人1日あたり必要量1個※ ■ 防塵ゴーグル（保護めがね）：一人あたり必要量1個

※防塵マスクについては、屋外作業に従事する者等以外は、新型コロナウイルス感染予防と兼ねて通常のマスクで代替することも考えられる

5. (参考) 物資拠点の運営及び物資輸送等に関する協定事例

- 東京都では、災害時における物資供給体制の強化に向けて、民間物流事業者等と広域輸送基地の運営等に関する協定及び災害時における広域輸送基地からの物資輸送等に関する協定を締結している。
- 本事例の他にも地方公共団体とトラック協会各支部との協定等も多くあり、事前に降灰等に備えた運用について協議・調整しておくことが望ましい。

報道発表資料 2020年03月23日 総務局

災害時における広域輸送基地の運営等に関する協定の締結について

都内で地震等の大規模な災害が発生した場合には、膨大な量の物資供給が必要となります。このため、東京都は、災害時における物資供給体制の強化に向けて、民間物流事業者等と、災害時における広域輸送基地の運営等に関する協定及び災害時における広域輸送基地からの物資輸送等に関する協定を締結しましたので、お知らせします。本協定の締結により、災害時に都から都内区市町村等に円滑に物資を供給することが可能となります。

記

1 協定の概要

(1) 協定書名

1. 災害時における広域輸送基地の運営等に関する協定
2. 災害時における広域輸送基地からの物資輸送等に関する協定

※広域輸送基地：都が国等から供給される支援物資を受け入れ、区市町村の施設に輸送する物資拠点

(2) 協定締結先（五十音順）

1. 佐川急便株式会社、西濃運輸株式会社、日本通運株式会社、福山通運株式会社東京支店、ヤマト運輸株式会社
2. 一般社団法人東京都トラック協会

(3) 協定による支援協力のフローについて

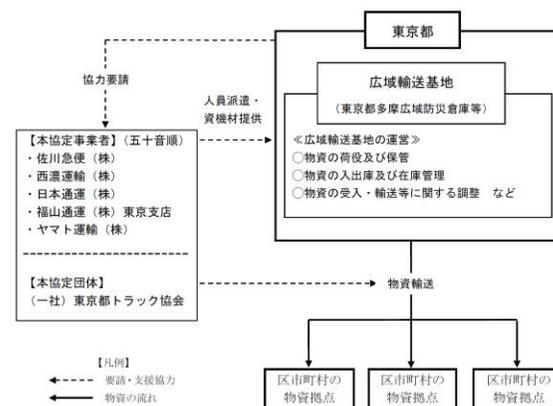
PDF 別紙 (PDF: 264KB) のとおり

2 協定締結日

令和2年3月23日（月曜日）

別紙

協定による支援協力のフローについて



○ 発災時に都は、広域輸送基地を開設し、本協定事業者に広域輸送基地の運営を要請します。

○ 本協定事業者は、広域輸送基地に人員の派遣及び資機材の提供を行い、物資の荷役及び保管や、物資の出入庫及び在庫管理、物資の受入・輸送等に関する関係機関等との調整などの拠点運営業務を実施します。

○ 都は、本協定団体に広域輸送基地から区市町村の施設への物資輸送を要請し、本協定団体は物資輸送業務を実施します。

※ 都は、災害時における物資供給を円滑にするため、必要に応じて、本協定事業者に対して物資の受入・輸送等に関する助言や調整等を行うことができる人員の東京都災害対策本部への派遣を要請します。

5. 物資供給 ～議論のポイント～

広域降灰時の物資供給について、他の災害時の対応と同様の流れでの物資輸送を想定しつつ「（輸送拠点の選定に当たって）降灰対策として特に考慮すべき事項」を整理した。

また、備蓄品や準備しておく必要物資についても、降灰時に必要なものについて整理した。

議論のポイント

- ・広域降灰時の物資供給について、「（輸送拠点の選定に当たって）降灰対策として特に考慮すべき事項」について、他に考慮すべき内容はないか。
- ・降灰を想定した備蓄品や必要物資について、降灰時だからこそ必要となる対策用品（備蓄品）は他にないか。
- ・降灰時の輸送の困難性を踏まえると、首都圏における降灰対策は平時からの備蓄等を踏まえた自助による対応が最も重要なポイントになると考えるがいかがか。